

傷病手当金請求書

※決定額 円 No.

組合員証	記号	組合員氏名	所属機関名
傷病名	区分	組合員	任意継続組合員
発病年月日	資格取得	昭和 平成 令和	令和 年 月 日
介護保険法による給付を受けたとき	資格喪失 (退職の翌日)	令和 年 月 日	令和 年 月 日
療養のため勤務できないことに関する医師の証明	平成 年 月 日	勤務できなくなった最初の日	平成 年 月 日
標準報酬月額	保険者番号	被保険者番号	保険者の名称
標準報酬月額 (支給開始月以前12月分)	年月第級 年月第級 年月第級	円 円 円	請求 期間
年金又は障害手当金等の受給の有無	有 ※受給内容について、下の欄に記入してください。 ・ 無 ・ 請求中		
年齢障害 厚生年金等の額	円	年齢・障害厚生年金等の支給開始年月	令和 年 月
年齢障害 基礎年金の額	円	年齢・障害基礎年金の支給開始年月	令和 年 月
その他の年金又は障害手当金等の額	円	その他の年金又は障害手当金等の支給年月日	令和 年 月 日
他の社会保険への加入の有無	有 (令和 年 月 日から 加入) ・ 無		
上記のとおり請求します。 愛媛県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 年 月 日 請求者 住所 氏名			
上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。 令和 年 月 日 所属機関の長 職名 氏名			

- 1 必要事項を記載し、所属機関の長を経由して、共済組合に提出して下さい。
- 2 介護保険法による給付を受けたときは、被保険者証に記載された保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称を記入して下さい。
- 3 組合員・任意継続組合員の資格喪失後に加入している健康保険証の写しを提出して下さい。
- 4 報酬とは、給料及び各市町の給与条例等で定められている諸手当(期末・勤勉手当を除く)をいいます。
- 5 ※印欄は、記入しないで下さい。

所属機関の長又は給与事務担当者の証明

令和 年 月 1 日から 令和 年 月 日までの期間に対して、
次の金額の報酬を支払ったことを証明します。

期間	本来支給額	基本給	扶養手当	住居手当	通勤手当	計
		円	円	円	円	
自 令和 年 月 1 日 割		円	円	円	円	円
自 令和 年 月 日 割		円	円	円	円	円
自 令和 年 月 日 割		円	円	円	円	円
自 令和 年 月 日 割		円	円	円	円	円
自 令和 年 月 日 割		円	円	円	円	円

令和 年 月 日
(証明者) 所属機関の長又は 職名
給与事務担当者 氏名

※傷病手当金計算書

1 平均標準報酬日額	今回支給日数 (該当日に○印を付ける。)				
$\frac{\text{円} \times 1 / 22}{\text{(平均標準報酬月額)}} = \frac{\text{円} \dots (A)}{\text{(10円未満四捨五入)}}$	曜日	令和	年	月	分
2 給付日額	1	8	15	22	29
$(A) \times 2 / 3 = \frac{\text{円} \dots (B)}{\text{(円未満四捨五入)}}$	2	9	16	23	30
3 給付額	3	10	17	24	31
$(B) \times \frac{\text{日}}{\text{(給付日数)}} = \text{円} \dots (C)$	4	11	18	25	
4 障害厚生年金等との調整	5	12	19	26	
$\frac{\text{円} \times 1 / 264}{\text{(障害厚生年金等の年額)}} = \text{円} \dots (D)$	6	13	20	27	
$((B) - (D)) \times \frac{\text{日}}{\text{(給付日数)}} = \frac{\text{円} \dots (E)}{\text{(給付決定額)}}$	7	14	21	28	
5 報酬との調整	備考				
$\frac{\text{円} \times \text{給料月額}}{\text{(支給割合)}} \times \frac{\text{日}}{\text{(円未満四捨五入)}} = \text{円} \dots (F)$	$((F) \times 1 / \text{(勤務を要する日数)}) + ((G) \times 1 / 22) = \frac{\text{円} \dots (H)}{\text{(円未満四捨五入)}}$				
$\frac{\text{円} \times \text{(その他手当)}}{\text{(支給割合)}} \times \frac{\text{日}}{\text{(円未満四捨五入)}} = \text{円} \dots (G)$	$((B) - (H)) \times \frac{\text{日}}{\text{(給付日数)}} = \frac{\text{円} \dots (I)}{\text{(給付決定額)}}$				
6 障害手当金等との調整					
$\frac{\text{円} - \text{円}}{\text{(傷病手当金決定額)} - \text{(障害手当金等の額)}} = \text{円} \dots (K)$					

※支給開始日	※前回支給分	※今回支給分
令和 年 月 日分	令和 年 月 日分	令和 年 月 日分